毎週火・金曜日発行

山口県報

令和６年
１月23日
（火曜日）

目　次

○公告

県営長穂地区農業競争力強化基盤整備事業（第二換地区）換地計画書の縦覧（農村整備課）……一
公共測量の実施の終了（二件）（監理課）……一
宇部都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……二
宇部都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……二
防府都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……二
岩国都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……二
岩国都市計画準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……二
岩国都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……三

公　告

(四)　県営長穂地区農業競争力強化基盤整備事業（第二換地区）換地計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営長穂地区農業競争力強化基盤整備事業の施行に係る第二換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和六年一月二十三日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　縦覧に供する書類
県営長穂地区農業競争力強化基盤整備事業（第二換地区）換地計画書の写し

二　縦覧の期間
令和六年一月二十四日から同年二月十三日まで

三　縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(五)　公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山口県知事から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和六年一月二十三日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　作業の種類
公共測量（航空レーザ測量）

二　作業の地域
山口市、萩市及び阿武郡阿武町

三　作業の期間
令和五年六月九日から同年十二月十五日まで

(六)　公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、長門土木建築事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和六年一月二十三日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　作業の種類
公共測量（基準点測量）

二　作業の地域
長門市油谷伊上

三　作業の期間
令和五年十月十八日から同年十二月二十二日まで

一　作業の種類
公共測量（ＵＡＶレーザ測量）
二　作業の地域
長門市日置中
三　作業の期間
令和五年十一月一日から同年十二月二十二日まで

（七）　宇部都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧

宇部市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による宇部都市計画公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和六年一月二十三日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　都市計画の種類及び名称
宇部都市計画公園三・五・六真締川公園
二　都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

（八）　宇部都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧

宇部市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による宇部都市計画土地区画整理事業の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和六年一月二十三日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　都市計画の種類及び名称
宇部都市計画土地区画整理事業小串土地区画整理事業
二　都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

（九）　防府都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

防府市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による防府都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和六年一月二十三日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　都市計画の種類及び名称
防府都市計画道路三・四・七松崎植松線
二　都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

（十）　岩国都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による岩国都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和六年一月二十三日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　都市計画の種類及び名称
岩国都市計画用途地域
二　都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

（十一）　岩国都市計画準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用す

る同法第二十条第一項の規定による岩国都市計画準防火地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和六年一月二十三日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　都市計画の種類及び名称
　岩国都市計画準防火地域
二　都市計画の図書の写しの縦覧場所
　山口県土木建築部都市計画課

(十二)　岩国都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による岩国都市計画土地区画整理事業の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和六年一月二十三日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　都市計画の種類及び名称
　岩国都市計画土地区画整理事業南岩国駅前土地区画整理事業
二　都市計画の図書の写しの縦覧場所
　山口県土木建築部都市計画課

令和六年一月二十三日印刷
令和六年一月二十三日発行

発行所　山口県庁
発行人　山口県知事